

令和2年2月

秋田県後期高齢者医療広域連合議会  
定例会会議録

令和2年2月21日 開会

令和2年2月21日 閉会

秋田県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第1号

令和2年2月21日（金曜日）午後3時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 提案理由の概要説明
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第1号 秋田県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部を改正する件
- 日程第 7 議案第2号 秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件
- 日程第 8 議案第3号 秋田県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の一部を変更する件
- 日程第 9 議案第4号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についての協議に関する件
- 日程第10 議案第5号 令和元年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の件
- 日程第11 議案第6号 令和元年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件
- 日程第12 議案第7号 令和2年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の件
- 日程第13 議案第8号 令和2年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（21名）

1 番	岩 谷 政 良	2 番	渡 辺 優 子
3 番	播 磨 博 一	4 番	小 畑 淳
5 番	菅 原 広 二	6 番	鈴 木 俊 夫
7 番	児 玉 一	9 番	西 村 武
1 1 番	黒 澤 芳 彦	1 2 番	佐 藤 元
1 3 番	青 柳 宗五郎	1 4 番	鹿 兒 島 巖
1 5 番	伊 藤 敏 夫	1 6 番	佐々木 文 明
1 8 番	森 田 新一郎	1 9 番	渡 邊 彦兵衛
2 0 番	畠 山 菊 夫	2 1 番	齋 藤 多 聞
2 3 番	松 田 知 己	2 4 番	藤 原 義 美
2 5 番	佐々木 謙 吉		

---

#### 欠席議員（4名）

8 番	長谷部 誠	1 0 番	金 谷 道 男
1 7 番	田 川 政 幸	2 2 番	高 橋 浩 人

---

#### 地方自治法第121条による出席者

広域連合長	穂 積 志	副広域連合長	津 谷 永 光
副広域連合長	佐々木 哲 男	事 務 局 長	松 山 則 人
事 務 局 次 長	長谷川 雄 美	総 務 課 長	伊 藤 嘉 貴
兼会計管理者		兼会計室長	
業 務 課 長	沼 田 和 也		

---

#### 議会担当職員出席者

議 会 書 記	小 野 洋 樹	議 会 書 記	伊 勢 谷 誠
---------	---------	---------	---------

## 午後 3 時 1 5 分 開 会

○議長（佐藤 元） ただいまの出席議員は 21 名です。定足数に達していますので、これから令和 2 年 2 月秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

---

### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤 元） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、西村武議員、畠山菊夫議員の 2 名を指名いたします。

---

### 日程第 2 会期の決定

○議長（佐藤 元） 日程第 2、会期の決定を行います。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日 1 日間としたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日 1 日間と決定いたしました。

---

### 日程第 3 諸般の報告

○議長（佐藤 元） 日程第 3、諸般の報告を行います。

報告は、各議員へ配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

---

### 日程第 4 提案理由の概要説明

○議長（佐藤 元） 日程第4、提案理由の概要説明を行います。

議案第1号秋田県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部を改正する件から議案第8号令和2年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件までの各議案に対する提案理由の概要説明を求めます。穂積広域連合長。

【 穂積志広域連合長 登壇 】

○広域連合長（穂積 志） 令和2年2月広域連合議会定例会の開会に当たり、提出案件について概要を説明申し上げ、ご審議をお願いいたします。

初めに、保険料率の改定についてであります。今年度は、令和2年度及び3年度の保険料率の改定年度であり、算定に当たっては、国が示した諸率を勘案し、被保険者数や医療費等の動向を見極めながら作業を進めてまいりました。当広域連合におきましては、平成24年度に保険料率を改定して以来、現在まで据え置いてまいりましたが、この間、被保険者数の増加に伴い医療費が増加しているとともに、現役世代の減少に伴い負担金等の収入が伸び悩む状況となり、さらには保険料増加抑制財源として活用してきた剰余金も平成28年度をピークに減少してきております。こうした中において、令和2年度及び3年度は、団塊の世代前の終戦前後に生まれた方が新たに後期高齢者となるため、被保険者数は一時的に減少する見込みですが、保険料率の算定に当たり国から示された数値では、1人当たり医療費が増加する見込みとされており、それを踏まえて医療費総額も増加するものと見込んでおります。

また、被保険者の健康の保持増進を図るため、生活習慣病の発症防止や重症化予防など、高齢者の心身の特性に応じた保健事業は今後ますます重要性を増しており、その取り組みを強化することが健康寿命の延伸はもとより、医療費の適正化にもつながり、医療保険財政の安定的で健全な運営にも寄与するものと認識しております。

このような見通しのもとで令和2年度及び3年度の保険料必要額を算定したものでありますが、保険料増加抑制のため、今年度末の財政調整基金残高の全額を充当しても、結果として保険料率を引き上げざるを得ない状況にあることから、本定例会に関係条例の一部改正案について提案したものであります。制度の安定的な運営のため、何とぞご理解くださいますようお願い申し上げます。

次に、令和2年度における高齢者保健事業の取り組みについてであります。

初めに、来年度から本格的に実施する高齢者の保健事業と介護予防との一体的実施事業については、後期高齢者を含む高齢者全般の心身の特性や地域ごとの健康課題に応じた支援やサービスを提供するものであります。国では、全市町村での実施を目指しており、当広域連合では、それに向けて、今年度先行実施している2町村から来年度は12市町村に拡大するものであります。

また、健康診査事業については、新たに2市町において個別健診の受診希望者への受診券配布などに取り組むことにより、受診者数の大幅な増加を見込んでいることから、当広域連合と

してもその取り組みを積極的に支援するものであります。

さらに、健康づくり訪問指導事業については、医療機関の重複頻回受診対象者に加え、本県の重要な課題である脳血管疾患や心疾患など重篤な疾病の危険因子である高血圧や、併用する薬剤が増えることにより副作用のリスクが高まることを踏まえた多剤服薬の対象者も選定し、高齢者の特性に着目した保健指導を実施してまいります。

また、低栄養防止・重症化予防等推進事業については、低栄養状態とされた被保険者に対し、保健指導を行う市町村が1市から2市に増加する見込みであります。さらに、糖尿病の重症化を防ぐため、医療機関への受診勧奨対象者や保健指導の支援対象者を増やすこととしております。引き続き、県や市町村など関係機関との連携のもと、保健事業の充実を図ってまいります。

さて、今議会には、条例案2件、単行案2件、令和元年度補正予算案2件、令和2年度当初予算案2件を提案いたしております。

初めに、議案第1号秋田県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部を改正する件についてであります。

これは、時間外勤務手当等に係る1時間当たりの給与額の算出方法を国と同様の取扱いとするため改正しようとするものであります。

次に、議案第2号秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件についてであります。

これは、令和2年度及び3年度の保険料率について、均等割額を3万9,710円から4万3,100円に、所得割率を8.07%から8.38%へと改めるとともに、賦課限度額並びに低所得者に係る均等割5割及び2割軽減の基準額を見直すものであります。

次に、議案第3号秋田県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の一部を変更する件についてであります。

これは、高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、令和2年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施が制度化されることにより、市町村との連携や役割分担等を変更するため、現行計画の一部を変更しようとするものであります。

次に、議案第4号秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についての協議に関する件についてであります。

これは、北秋田市周辺衛生施設組合が令和2年3月31日に解散することに伴い、秋田県市町村総合事務組合の構成団体の数を減少させるため、議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第5号令和元年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、一般会計の歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、前年度決算の剰余金の精算に伴う共通経費負担金と繰越金との財源振替及び事業費の決算見込みに伴い、歳入歳出

予算の均衡を図るため補正を行うものであります。

また、債務負担行為として、新たに5件を設定するものであります。

次に、議案第6号令和元年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、平成30年度の医療給付費等が確定したことに伴う国・県・市町村への返還金に加え、令和元年度の療養給付費や保健事業費等の実績見込み、令和元年度に繰り越した剰余金の財政調整基金への積立てなどの補正を行うものであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ39億2,475万3,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,500億9,688万6,000円とするものであります。

また、債務負担行為として、新たに6件を設定するものであります。

次に、議案第7号令和2年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ5億4,709万1,000円とするものであります。

歳入の主な内容につきましては、1款分担金及び負担金として、市町村負担金を5億4,410万5,000円、3款諸収入として、事務局職員の宿舍使用料負担金など298万5,000円を計上しております。

歳入につきましては以上であります。

歳出の主な内容につきましては、1款議会費として、議員報酬及び議会開催の経費など100万2,000円、2款総務費として、事務局職員の人件費を始めとする事務局経費などの総務管理費を1億8,391万1,000円、選挙費として3万6,000円、監査委員費として13万8,000円、3款民生費については、国民健康保険団体連合会へのレセプト点検や資格確認等に関する手数料など、特別会計において市町村共通経費を財源に行う事業に充てる繰出金として3億5,900万4,000円、4款予備費として300万円を計上しております。

歳出につきましては以上であります。

また、債務負担行為として、新たに1件を設定するものであります。

次に、議案第8号令和2年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ1,451億804万2,000円とするものであります。

また、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を100億円とするものであります。

併せて、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものとして、保険給付費内での各項の間の流用を可能とするものであります。

歳入の主な内容につきましては、1款市町村支出金として、市町村負担金を236億9,03

8万2,000円、2款国庫支出金として508億4,906万1,000円、3款県支出金として122億395万4,000円、4款支払基金交付金として、社会保険診療報酬支払基金からの交付金を567億5,493万円、5款特別高額医療費共同事業交付金として2,214万1,000円、6款繰入金として、一般会計繰入金を3億5,900万4,000円、基金繰入金を11億281万2,000円、9款諸収入として1億2,575万5,000円を計上しております。

歳入につきましては以上であります。

歳出の主な内容につきましては、1款総務費として、国民健康保険団体連合会へのレセプト点検や資格確認等に関する手数料など4億1,121万6,000円、2款保険給付費として、療養諸費、高額療養諸費及びその他医療給付費を1,441億1,764万3,000円、4款特別高額医療費共同事業拠出金として4,161万2,000円、5款保健事業費として5億1,122万2,000円、6款公債費として174万2,000円、7款諸支出金として2,160万6,000円、8款予備費として300万円を計上しております。

歳出につきましては以上であります。

以上、概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、適切な決定を賜りますようお願い申し上げます。

---

## 日程第5 一般質問

○議長（佐藤 元） 日程第5、一般質問を行います。

質問通告者は1名です。

なお、一般質問については、申し合わせにより一括して質問、答弁を行うこととし、質問時間は再質問、再々質問を合わせて15分以内とします。

また、1回目の質問は登壇して行い、再質問以降については自席において行うこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

14番鹿兒島議員の一般質問を行います。発言を許します。14番鹿兒島議員。

【 14番 鹿兒島 巖議員 登壇 】

○14番（鹿兒島 巖） 議長の発言許可をいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

私は、本定例会では2つの課題について質問をさせていただきます。

まず第1の課題については、さきに厚労省が全国の公立・公的病院の廃止や再編、統合論議が必要だとして具体的に病院名を公表した問題についてであります。この問題につきましては、

昨年11月定例会において取り上げさせていただきましたが、まさに県民にとって、特に後期高齢者にとってより身近な公的・公立病院こそが必要であり、医療を求める実態把握を欠いたものとして抗議し、再編撤回を求めるべきではないかとの質問に対し、連合長からの答弁は、「再編の病院名等々については一律的な病院名の、あるいは地域の特徴を無視した一律の基準で病院を再編すべき、あるいはそれを考えるべきという考えを示したわけでありましてけれども、我々としてもそれらは全く納得できるものではない。したがって、各市町村においても県内においても、県のほうに、そしてまた地方三団体においても強く厚労省のほうに抗議を申し入れるという、各会合等々においてその撤回を要望してまいりたい」等々の答弁があったところであります。

そこで伺います。この答弁後、今日に至る間、次の点についてどう取り組まれたのか、取り組みがあれば、そしてその内容があればお知らせいただきたい。

第1点目は、県広域連合としての具体的な申し入れ行動は行われたのかという点であります。2点目は、全国的に、あるいは県内でも、特に名指しをされた病院等の所在する、あるいは近隣し、生活圏の接する自治体では反対や抗議の行動が起こっているところでありましてけれども、こういった動きについてどのように把握をしているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

そして、3点目は、その後の厚労省の動向について、情報があればお知らせいただきたい。

これが第1番目の課題についての質問であります。

次に、第2の課題についてであります。広域連合の事務局体制、事務局職員に関わつての質問であります。

事務局職員については市町村からの派遣職員での構成となっておりますが、専門性や継続性が求められている業務もあり、制度発足からこれまでの経過の中でますます専門性等への質的向上が求められてきていると受け止めているところであります。そこで、これらの広域連合への要請に応えるためにも、広域連合独自の職員採用、職員の養成が必要と考えますけれども、現時点でのこの問題についての所見をお聞かせいただきたいと思っております。

以上、2つの点について答弁をいただきまして、改めて関連の質問があれば再質問させていただきます。

以上であります。

○議長（佐藤 元） 答弁を求めます。穂積連合長。

【 穂積志広域連合長 登壇 】

○広域連合長（穂積 志） 鹿兒島議員の御質問の1、厚生労働省が全国の公立・公的病院の廃止や再編・統合を進めると発表した問題について一括してお答え申し上げます。

当広域連合としての具体的な申し入れ行動などにつきましては、前回の議会でご指摘があったことを、事務局次長を通じて県の健康福祉部医務薬事課に伝えており、県では、地域医療構想の各調整会議において、引き続き地域の実情を十分に踏まえた議論を進めていく方針である

ことを確認したほか、その後も適宜情報を提供していただいております。

なお、公表された県内5つの病院所在地においては、横手市から国及び県へ「地域医療存続への支援を求める要望書」が提出されたことを始め、他の市や町においても、首長が地域医療の拠点の存続を表明する動きなどが見られたほか、全国的にも地域の公立・公的病院の必要性を訴える動きがあることは報道等を通じて把握しております。

また、国の動向につきましては、病院名の公表は病院が果たすべき役割を再検討する契機にしようとしたものであり、病院の再編・統合などの方向性を機械的に決めるものではないとの説明が繰り返され、関係者間で共通理解された状況の中で、1月中旬に、県に対し、医療機関の役割等に関する具体的な対応方針の再検証を求める通知が出されております。

病院名が公表された当初は、検討内容に応じて令和2年9月までに対応方針の結論を得ることとされていましたが、この1月の通知では、期限を明示せずに再検証を求める内容となっており、県でも、市町村や医療関係者の意見等を十分に踏まえながら、地域の実情に応じた議論を進めるとしていることから、当広域連合といたしましては、引き続きその動向を注視してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（佐藤 元） 松山事務局長。

【 松山則人事務局長 登壇 】

○事務局長（松山 則人） 2の事務局職員のあり方についてお答えいたします。

広域連合は、県内全ての市町村で組織する特別地方公共団体であり、その職員は、医療保険業務を中心に、総務、財務会計、議会などの自治体運営に関する知識や経験も求められることから、基本的には、関係市町村の職員によって運営されるべきものと考えております。

そのため、各市町村への派遣依頼に当たっては、できるだけ関連する業務の経験者を人選していただけるようお願いをしているところであります。

また、継続性につきましては、平成27年度以降、派遣期間を3年としていただけるよう市町村に依頼しております。

以上のことから、広域連合独自のいわゆる正職員採用につきましては、現段階では考えていないものであります。

○議長（佐藤 元） はい、鹿兒島議員。

○14番（鹿兒島 巖） ありがとうございます。それでは、改めて質問をさせていただきます。

第1の課題の病院の問題であります。答弁では国のほうでは当初期限を設けていたのを当面期限を設けないということで対応するということですので、ぜひ、その間にしっかりと厚労省が提案を見直すことを含めて、撤回をするような方向で動くような働きかけをすべきであろうというふうに思います。そういう点では、広域連合はある意味では、特に後期高齢者、

お年寄りの生活そのものに関わるところを担っているわけでありますので、そういう意味での主体性を持った、積極的な、能動的な働きかけをぜひ広域連合としても取り組んでいただきたいということを申し上げますけれども、その点について何かお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

それから、2つ目の問題であります、この課題につきましては、2015年、平成27年でありますけれども、2月定例会で一度問題提起をいたしました。当時の答弁では、先ほどの答弁とほぼ同じのところもありますが、違っているところもあります。「連合の職員は、保険業務を中心に、総務、財務会計、議会、法令解釈などの自治体運営に関する知識や経験も求められることから、基本的には、関係地方公共団体の職員によって運営されるべきものとする」と、これは同じです。しかし、もう一つですね——もう一つも同じですね。「派遣に当たっては、できるだけ関連する業務の経験者の人選を依頼している」というところなんです、もう一つは、「職員派遣や職員採用などの組織の在り方については、国の後期高齢者医療制度運営体制に係る見直しの動向を注視するとともに、他の広域連合の状況も参考にしながら、必要な検討を進めてまいりたい」、こういうふうに言っているんですよ、15年の時に。ここからすると、先ほどの答弁は後退しております。「考えない」と言っているんですよ。「そういう考えはない」と言っているんですよ。ところが、15年の時にはですね、今言ったように「国の後期高齢者医療制度運営体制に係る見直しの動向を注意しながら検討をしてまいりたい」というふうに言っておきながら、じゃこの間、何をしていたのか。何も検討をしてないんじゃないかというふうに言わざるを得ない。この点についてどういうふうにか考えるのか、改めてお聞かせいただきたいと思います。

また、こういうふうには言ってますね。「高い専門性を持つところもあり、他の広域連合の状況、あるいは職員の採用など意見交換をしており、そういった中で、国保連の人材派遣など様々な形態で全国の協議会からも情報提供をいただきながら、今、検討している状況で、しばらく時間をいただきたい」、こういう答弁を15年にしているんですよ。先ほどの答弁は何ですか。何にもやってないじゃないですか。というふうに言わざるを得ない。この点についてお聞かせいただきたいと思います。

それをお聞かせいただいて、改めてまた質問をさせていただきたい。以上です。

○議長（佐藤 元） 穂積連合長。

○広域連合長（穂積 志） 再質問にお答えいたしますけれども、先ほど言ったとおり、国の動向を見ながら、各自治体、あるいは全国知事会、それから市長会、町村会、そちらのほうの11月のこの議会が終わった後に、いろいろ動向も調べました。そういった中で、ほとんどが国に対してきちんと、例えば、全国知事会では、「公立・公的病院のみならず、民間病院を含めた地域全体の医療の将来像について関係者で丁寧に議論を行う」ことなどを国に提言しております。全国市長会では、「とにかく地方と十分に協議を行い、その意見を施策に反映する」というふうに提言をしております。また、全国町村会においても、「全国一律の基準で分析さ

れたデータに基づいた再編統合は強制しない」ことを国に要望しております。そういったことの中で、国から期限を定めずという回答が出てきたとっておりますので、我々としても、それを注視してまいりたいというふうに思っています。

それから、もう一つの事務局職員の在り方について、後ほど詳しくは事務局長からお話をさせますけれども、検討はさせていただきました。で、専門性等々の部分においては、例えば保健事業の分野の正職員ではありませんけれども、保健師、これは非常勤でありますけれども、そういう専門分野については保健師2名等々を雇用しておりますし、介護予防との一体的実施の事業が令和2年度から本格実施となりますので、保健師1名を増員するなど、そういった専門分野については採用させていただくことにしております。

以上です。

○議長（佐藤 元） 松山事務局長。

○事務局長（松山 則人） 平成27年2月定例会で答弁した内容につきまして、その後の検討状況についてお答えいたします。

1点目の他広域連合の職員の採用状況についてでございますが、平成30年6月に福島県広域連合が全広域連合に対して実施した調査結果によりますと、平成30年4月1日現在で1件の例がございました。

それから、国保連からの人材派遣の関係でございます。これにつきましては、宮城県の広域連合で設立当初から国保連の職員研修の一環として派遣されている例があると伺っております。

それから、全国協議会からの情報提供の関係でございます。広域連合が採用する職員についても国において財政上の措置を講じてほしい旨、要望しております。これに対する厚生労働省の回答ですが、「保健事業の充実を図るという目的から保健師の人件費については交付金の対象とするが、他の職員については特別調整交付金の対象とするのは難しい」という内容でございます。

最後に、国による広域連合組織の見直しに関わる動向ということでございます。運営体制に大幅な変動はないものととらえてございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 元） はい、鹿兒島議員。

○14番（鹿兒島 巖） それでは、再々質問は、事務局体制についてだけさせていただきたいと思いますが、これまでこの広域連合に当初は派遣期間が2年ということで交代しておりましたね。今現在は3年になっているようではありますが、そういう意味では、一般的なところの、いわゆる自治体における異動というのは、異動があっても同じ自治体の中というか、同じ役所の中での異動が多いわけですが、広域の場合は、もう全然離れて来ていますよね。2年、あるいは3年、場合によってはこちらに居を移して勤務をしているという、そういう実態があ

ります。

で、これまで私が、私自身、今年で10年になります、広域連合に関わって。この間、ですから、当初からいらっしゃる職員は全くいないわけで、いらっしゃるのは、いわゆる連合長、それから何人かの首長さん、議員としてはいらっしゃるけれども、職員はほとんどいないわけです。少なくとも4年くらいでほとんど全部代わっちゃう。そういう中での継続性の問題というのは一つあるのではないかというのが1点。

それから、今、そういう中で、一番長いので6年ぐらいいらっしゃる方、いらっしゃいますかな。今までの経験の中で。たしかいたような気がするんですが。また、そうなってくると、この職員は自分の自治体で考えると、これはもう「今浦島」ですよ。6年間もいないとね、忘れられちゃいますよ。そうでしょ。そういうやっぱり特殊な勤務状況の中に置かれている職員なんです、この連合の職員というのはね。

そういう点で、もう少しやっぱりこの連合の特殊性、専門性、継続性等を含めて考えた場合に、そこで核となる職員というのは、もっとしっかりとした核となる職員は、継続的に責任を持つ体制で別に配置すべきではないか、市町村からの派遣ではなくてですね。そういうことが必要ではないかというのが第1点目。

専門性の問題については、先ほどの答弁の中では専門職については別に採用している。それはひとつの前進であろうと思いますけれども、そういうことを含めて、やはりしっかりと考えていくことは必要ではないかというふうに思うわけであります。

ちょっと触れましたけれども、私自身、広域連合の議会に選出させていただいて今年でちょうど10年目であります。で、ついでに申し上げれば、この3月で一旦市町村での選出が代わると思います。この際、改めて、この10年間の経験を踏まえて私なりに提言をさせていただきました。連合長、この職員体制の問題、もう一度何かお考えがあればお聞かせいただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（佐藤 元） はい、連合長。

○広域連合長（穂積 志） 再々質問にお答えいたしますが、過去に不幸な事件がありましてですね、そういった時に、各市町村から派遣される職員についての、そのワーク・ライフ・バランスのような、あるいは心身ともにケアする、そういった体制的には不備な点もあったというふうに反省はしておりますが、その後、連合と、そして派遣される自治体との間で役割分担等をまた明確にさせていただいて、派遣される職員のフォローをきちんとされるようになってまいりました。

同時に、当時は、まあ職員の数によって、市町村によってですね、輪番で職員を派遣してもらっておりますけれども、特に職員の少ない町村からはそれが負担でもあるという話もありました。そういった中で、各町村長等々に事務局長も回りながら、意見、あるいは担当の総務部

長、課長さんとも話し合いをする中で、まずは2年から3年という、専門性と、そしてまた職員を派遣することによって、この広域連合に派遣されたことによって職員がまた自らレベルアップというんでしょうかね、まあ非常によい経験をさせてもらって、帰ってきてても即戦力としてまた元の自治体で活躍できると、そういったメリットもあるということでご理解をいただいて今の体制ができております。

また、財政的にも、残念ながら国において、我々が専任の職員を採用したとしても、それが経費的に国からの補填もされないと。結局参加している自治体が負担をすることになるという、そういった部分を考え合わせて、当面はこの流れの中でさせていただきたいと思っているところでございます。

○議長（佐藤 元） 以上で14鹿兒島議員の一般質問を終わります。

ほかに質問の通告はありませんので、以上で一般質問を終わります。

---

日程第6 議案第1号 秋田県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部を改正する件から

日程第13 議案第8号 令和2年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件まで

○議長（佐藤 元） 日程第6、議案第1号秋田県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部を改正する件についてから、日程第13、議案第8号令和2年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件まで、以上8件を一括議題としたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。

したがって、日程第6、議案第1号秋田県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部を改正する件から、日程第13、議案第8号令和2年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件まで、以上8件を一括して議題といたします。

これより議案第1号から議案第8号までに対する質疑を行います。

通告はございませんので、以上で議案第1号から議案第8号に対する質疑を終了いたします。

これより議案第1号から議案第8号までに対する討論を行います。

通告はございませんので、以上で議案第1号から議案第8号に対する討論を終了いたします。

これより順次採決します。

議案第1号秋田県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部を改正する件

について採決いたします。

お諮りします。議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号秋田県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の一部を変更する件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更についての協議に関する件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第4号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号令和元年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第5号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号令和元年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第6号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

た。

次に、議案第7号令和2年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第7号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号令和2年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第8号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本定例会に付議されました事件はすべて終了いたしました。

---

#### 広域連合長のあいさつ

○議長（佐藤 元） 広域連合長から発言の申し出がありますので発言を許します。穂積広域連合長。

【穂積志広域連合長 登壇】

○広域連合長（穂積 志） 閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、それぞれの議案につきまして、慎重なるご審議の結果、いずれも適切なご決定をいただき、厚く御礼を申し上げます。

特に、今定例会でご審議いただいた令和2年度及び3年度の保険料率については、被保険者の皆様から納付していただいた保険料を各種保険給付の財源とするほか、被保険者の健康の保持増進と医療費の適正化に資するため、高齢者保健事業の財源としても活用するものであります。被保険者の皆様にご趣旨をご理解をいただけるよう、丁寧な説明と周知に努めてまいりますので、議員各位におかれましては、なお一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。

本日は大変ご苦勞さまでした。

---

## 閉 会

○議長（佐藤 元） この際、お諮りいたします。

会議規則第43条の規定により、本定例会で議決された議案において、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

これで令和2年2月秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後3時47分 閉 会

---

地方自治法（昭和22年法律第67号）第123条第2項の規定により署名する。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議長

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員